

歯の保存に資する技術の評価

歯周病に関する技術の評価の見直し

一連の歯周病治療終了後、一時的に病状が安定した状態にある患者に対し、歯周組織の状態を維持するために行われる継続的な歯周病安定期治療について、歯周病に対するリスクが高い者に関しては治療間隔期間の短縮を図る等、歯周治療を評価するとともに、歯の保存に資する歯内療法についても併せて評価する。

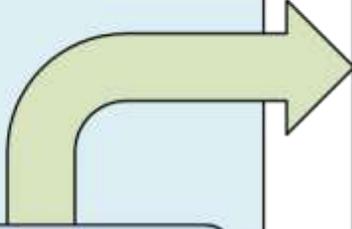
改定前	改定後
【歯周病安定期治療（1口腔につき）】 300点	【歯周病安定期治療（1口腔につき）】 300点
<p>注 2回目以降の歯周病安定期治療の算定は、前回実施月の翌月の初日から起算して2月を経過した日以降に行う。ただし、一連の歯周病治療において歯周外科手術を実施した場合は、この限りでない。</p>	<p>注 2回目以降の歯周病安定期治療の算定は、前回実施月の翌月の初日から起算して2月を経過した日以降に行う。ただし、一連の歯周病治療において歯周外科手術を実施した場合等の歯周病安定期治療の治療間隔の短縮が必要とされる場合においてはこの限りでない。</p> <p>[通知]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2回目以降の歯周病安定期治療の算定については、前回実施した月の翌月の初日から起算して2月を経過した日以降に行うこと。ただし、歯周病安定期治療の治療間隔の短縮が必要とされる以下の場合については、3月以内の間隔で実施した歯周病安定期治療の費用は月1回に限り算定できる。なお、この場合、実施する理由（イ 歯周外科手術を実施した場合は除く。）、全身状態等を診療録に記載すること。また、ロ又はハに関しては主治の医師からの文書を添付すること。 イ 歯周外科手術を実施した場合 ロ 全身疾患の状態により歯周病の病状に大きく影響を与える場合 ハ 全身疾患の状態により歯周外科手術が実施できない場合 ニ 侵襲性歯周炎の場合

「歯周病安定期治療(SPT)」の評価の見直し

歯周病患者

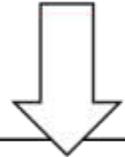
中等度以上の患者

		歯周外科手術の実施の有無	
		有	無
歯周病の悪化に関連する因子の有無	有	歯周病のハイリスク患者	
	無		



		歯周外科手術の有無	
		有	無
歯周病の悪化に関連する因子の有無	有	SPT実施間隔の短縮の対象者	SPT実施間隔の短縮の対象者
	無		

SPT実施間隔の短縮の対象者



<SPT実施間隔の短縮の対象者>

- ・歯周外科手術を実施した場合
- ・全身疾患の状態により歯周病の病状に大きく影響を与える場合
- ・全身疾患の状態により歯周外科手術が実施できない場合
- ・侵襲性歯周炎の場合

歯の保存に資する技術の評価

歯周病に関する技術の評価の見直し②

改定前	改定後
【歯周基本治療】	【歯周基本治療】
1 スケーリング(3分の1顎につき) 64点	1 スケーリング(3分の1顎につき) 66点
2 スケーリング・ルートプレーニング(1歯につき)	2 スケーリング・ルートプレーニング(1歯につき)
イ 前歯 58点	イ 前歯 60点
ロ 小臼歯 62点	ロ 小臼歯 64点
ハ 大臼歯 68点	ハ 大臼歯 72点
3 歯周ポケット搔爬(盲嚢搔爬) (1歯につき)	3 歯周ポケット搔爬 (1歯につき)
イ 前歯 58点	イ 前歯 60点
ロ 小臼歯 62点	ロ 小臼歯 64点
ハ 大臼歯 68点	ハ 大臼歯 72点
【歯周外科手術】(1歯につき) (例)	【歯周外科手術】(1歯につき) (例)
4 歯肉剥離搔爬手術 600点	4 歯肉剥離搔爬手術 620点
5 歯周組織再生誘導手術	5 歯周組織再生誘導手術
1次手術 730点	1次手術 760点
2次手術 300点	2次手術 320点
手術時歯根面レーザー応用加算 40点	手術時歯根面レーザー応用加算 60点
	【歯周病部分的再評価検査】(1歯につき) 15点
	注 歯周外科手術を行った部位に対して、歯周病の治癒の状態を評価することを目的として実施した場合に、手術後に1回に限り算定する。

歯の保存に資する技術の評価

歯内療法に関する技術の評価の見直し

改定前	改定後
<p>【歯髄保護処置】(1歯につき) 3 間接歯髄保護処置 25点</p>	<p>【歯髄保護処置】(1歯につき) 3 間接歯髄保護処置 30点</p>
<p>【抜髄】(1歯につき) (例) 1 単根管 220点</p>	<p>【抜髄】(1歯につき) (例) 1 単根管 228点</p>
<p>【感染根管処置】(1歯につき) (例) 1 単根管 130点</p>	<p>【感染根管処置】(1歯につき) (例) 1 単根管 144点</p>
<p>【根管貼薬処置】(1歯1回につき) (例) 1 単根管 20点</p>	<p>【根管貼薬処置】(1歯1回につき) (例) 1 単根管 26点</p>
<p>【根管充填】(1歯につき) 注1 加圧根管充填を行った場合は、単根管、2根管又は3 根管以上の所定点数に、118点、140点又は164点をそ れぞれ加算する。</p>	<p>【根管充填】(1歯につき) 注1 加圧根管充填を行った場合は、単根管、2根管又は3 根管以上の所定点数に、128点、152点又は184点をそ れぞれ加算する。</p>

歯科矯正の適応症の拡大

歯科矯正の適応症の拡大

歯科矯正は、唇顎口蓋裂等の先天性疾患に起因する咬合異常等、疾患としての位置付けが明確なものについて、診療報酬上評価しているが、患者の視点等を踏まえ、唇顎口蓋裂等の先天性疾患に起因する咬合異常に対する歯科矯正の適応症について拡大を行う。

[通知]

改定前	改定後
<p>[療養の給付の対象とする適応症]</p> <ul style="list-style-type: none">・唇顎口蓋裂に起因した咬合異常・顎離断等の手術を必要とする顎変形症・以下の疾患に起因する咬合異常 <p>ゴールデンハー症候群（鰓弓異常症を含む。）他31疾患</p>	<p>[療養の給付の対象とする適応症]</p> <ul style="list-style-type: none">・唇顎口蓋裂に起因した咬合異常・顎離断等の手術を必要とする顎変形症・以下の疾患に起因する咬合異常 <p>ゴールデンハー症候群（鰓弓異常症を含む。）他31疾患</p> <p>小舌症、頭蓋骨癒合症、骨形成不全症、口笛顔貌症候群、ルビンスタイン-ティビ症候群、常染色体欠失症候群、ラーセン症候群、濃化異骨症、6歯以上の非症候性部分性無歯症</p>

歯科固有の技術の評価の見直し

歯の修復治療に関する技術の評価の見直し

歯の修復に資する技術や歯を喪失した際に早期に口腔機能の維持・回復が図られ、生活の質の向上に資する技術について評価の見直しを行う。

改定前	改定後
【初期う蝕小窩裂溝填塞処置】 120点	【初期う蝕早期充填処置】 122点
【歯冠修復物又は補綴物の除去】(1歯につき)	【歯冠修復物又は補綴物の除去】(1歯につき)
1 簡単 15点	1 簡単 16点
2 困難 30点	2 困難 32点
3 根管内ポストを有する鑄造体 50点	3 根管内ポストを有する鑄造体 54点
【歯冠形成】(1歯につき)	【歯冠形成】(1歯につき)
(例) 1 生活歯歯冠形成	(例) 1 生活歯歯冠形成
イ 鑄造冠 300点	イ 金属冠 306点
2 失活歯歯冠形成	2 失活歯歯冠形成
イ 鑄造冠 160点	イ 金属冠 166点
3 窩洞形成	3 窩洞形成
イ 単純なもの 54点	イ 単純なもの 60点
ロ 複雑なもの 80点	ロ 複雑なもの 86点
【う蝕歯即時充填形成】(1歯につき) 120点	【う蝕歯即時充填形成】(1歯につき) 126点
【鑄造歯冠修復】(1個につき)	【金属歯冠修復】(1個につき)
(例) 2 全部鑄造冠 445点	(例) 2 全部金属冠 454点
【咬合採得】	【咬合採得】
1 歯冠修復(1個につき) 14点	1 歯冠修復(1個につき) 16点

歯科固有の技術の評価の見直し

早期に口腔機能の維持・回復が図られる補綴治療に関する技術の評価の見直し①

改定前	改定後
【支台築造印象】(1個につき) 20点	【支台築造印象】(1個につき) 22点
【印象採得】	【印象採得】
1 歯冠修復(1個につき)	1 歯冠修復(1個につき)
□ 連合印象 60点	□ 連合印象 62点
2 欠損補綴(1装置につき)	2 欠損補綴(1装置につき)
□ 連合印象 225点	□ 連合印象 228点
ハ 特殊印象 265点	ハ 特殊印象 270点
ニ ワンピースキャストブリッジ	ニ ワンピースキャストブリッジ
(1) 支台歯とポンティック(ダミー)の数の合計が5歯以下の場合 275点	(1) 支台歯とポンティックの数の合計が5歯以下の場合 280点
(2) 支台歯とポンティック(ダミー)の数の合計が6歯以上の場合 326点	(2) 支台歯とポンティックの数の合計が6歯以上の場合 332点
【ポンティック(ダミー)】 (1歯につき) 428点	【ポンティック】 (1歯につき) 434点
【有床義歯】 (例)	【有床義歯】 (例)
2 総義歯(1顎につき) 2,060点	2 総義歯(1顎につき) 2,100点
【鑄造鉤】 (例)	【鑄造鉤】 (例)
1 双歯鉤 224点	1 双子鉤 230点

歯科固有の技術の評価の見直し

早期に口腔機能の維持・回復が図られる補綴治療に関する技術の評価の見直し②

改定前		改定後	
【フック、スパー】(1個につき)	96点	【フック、スパー】(1個につき)	103点
		注 保険医療材料料は、所定点数に含まれるものとする。	
【バー】(1個につき)		【バー】(1個につき)	
(例)		(例)	
1 鋳造バー	430点	1 鋳造バー	438点
【有床義歯修理】(1床につき)	220点	【有床義歯修理】(1床につき)	224点
注3 歯科技工加算	20点	注3 歯科技工加算	22点
【有床義歯内面適合法】		【有床義歯内面適合法】	
(例)		(例)	
2 総義歯(1顎につき)	750点	2 総義歯(1顎につき)	770点

歯科固有の技術の評価の見直し

その他の技術の評価の見直し①

臨床の実態と歯科診療報酬点数表の位置づけが必ずしも合致していない項目については診療報酬上の位置づけを見直すとともに、歯科治療上必要な処置等については、学会等からの要望も踏まえて診療報酬点数表上に位置づける。

①機械的歯面清掃加算の位置づけの見直し

歯科疾患管理料及び歯科疾患在宅療養管理料の加算である機械的歯面清掃加算については、その位置付けの見直しを行う。

[告示]

改定前	改定後
<p>【機械的歯面清掃加算（歯科疾患管理料又は歯科疾患在宅療養管理料の加算）】 60点</p> <p>注 当該患者の療養を主として担う歯科医師（以下「主治の歯科医師」という。）又はその指示を受けた歯科衛生士が、歯周疾患に罹患している患者であって歯科疾患の管理を行っているもの（訪問歯科衛生指導料を算定しているもの又は歯科矯正管理料を算定しているものを除く。）に対して機械的歯面清掃を行った場合は、月1回に限り所定点数に60点を加算する。ただし、歯周病安定期治療を算定した日又は当該加算を算定した翌月は、算定しない。</p>	<p>【機械的歯面清掃処置】 60点</p> <p>注 歯科疾患管理料又は歯科疾患在宅療養管理料を算定した患者であって当該患者の療養を主として担う歯科医師（以下「主治の歯科医師」という。）又はその指示を受けた歯科衛生士が、歯周疾患に罹患している患者であって歯科疾患の管理を行っているもの（訪問歯科衛生指導料を算定しているもの又は歯科矯正管理料を算定しているものを除く。）に対して機械的歯面清掃を行った場合は、月1回に限り算定できる。ただし、歯周病安定期治療を算定した日又は当該処置を算定した翌月は算定しない。</p>